

社業務の
係より

「昨年1月バイクで通勤途中に、車両との衝突事故に遭い負傷した。膝が痛くて通院していたが、相手の損保会社の代理人と称するN弁護士から、5月末で治療費を打ち切る…と言ってきた。仕方ないので健保で治療を続けてもう1年経つ。泣き寝入りしなければならないの…?」との相談がSさんからあったのは、今年6月始めの事でした。法律相談にも行って見たが打開案

は示されなかった…といえます。「まず貴女の苦しみを文書で伝え弁護士本来の弱者の立場にたった誠意ある対応を求めましょう」と内容証明を出す事を勧めました。効果覲面、N氏は簡裁に調停の申し立てをしてきました。準備を進めたSさんは、ほぼ満足できる解決を得る事が出来たのです。2人の調停員が仁徳者であった事も幸運でした。「辛い思いをしたけど諦めなくてよかった」とSさんの表情にやっと笑顔が戻りました。

相手が…諦めず
弁護士を頼むに頑張った!
女性の安堵!



「被審人を過料金6万円に処する…と裁判所からいきなり通知がきたが、一体なに?」と、F氏から問い合わせがありました。決定通知の理由は…4年前に会社の役員の任期が切れていたのに選任手続きをしていなかったとの事です。会社は法務局に登録して第三者にその存在を主張できます。役員の任期に限らず、住所や氏名の変更、死亡や辞任等様々な登記事項が定められています。法律上では2週間以内の手続きが求めら

れています。実際は4ヶ月ぐらいいは目を瞑っています。それを過ぎると法務局は登記(選任)懈怠があったとして地裁に通告。裁判官はどのくらい遅れていたか、その程度によって過料(罰金)を決定します。法律の最高額は百万円ですが、地裁に聞くと「今までの最高は20年以上で40~50万円」"ウっかり忘れてビックリ罰金!"を防ぐこうした管理も当事務所の仕事の1つです

うっかりで登記懈怠の罰金
ビックリ!? 登記懈怠に注意

社法人の
係より



当事務所は、10/17(水)臨時休業致します。緊急時は090-3014-6776へ